

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

併せて、市民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を同法第 9 条第 2 項に基づく独自利用事務として追加する。

第 2 改正の内容

- (1) 第 1 条及び第 5 条において引用している番号法の「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。
- (2) 第 2 条に「個人番号利用事務」、「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」の定義規定を追加する。

併せて、第 4 条において、番号法別表第 2 が廃止されることに伴う条文の整備を行う。

- (3) 別表第 1 に外国人に対する生活保護の措置に関する事務に係る規定を追加する。

第 3 施行期日

上記第 2 (1) 及び (2) は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

上記第 2 (3) は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

岩見沢市条例第 4 号

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 18 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 10 号」を「第 11 号」に改める。

第 2 条に次の 3 号を加える。

- (5) 個人番号利用事務 法第 2 条第 10 項に規定する個人番号利用事務をいう。
- (6) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 10 号」を「第 11 号」に改める。

別表第 1 第 2 項中「若しくは就労自立給付金」を「、就労自立給付金若しくは進学準備給付金」に改め、同表に次のように加える。

1 2 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金保険法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号）附則第 9 7 条第 1 項による福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）による援助の実施に関する情報であって規則で定めるもの

別表第 2 中「（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）」を削る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日から

施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。